

令和4年1月25日	
担当課	尼崎市人事課
所属長	木山 幸介
電話	06-6489-6177

職場の秩序を乱した職員の処分について

1 被処分者及び処分内容

経済環境局 作業員 減給(平均賃金の1日分の半額)
(地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号)

2 処分年月日

令和4年1月25日(火)

3 処分の概要

被処分者は、令和3年7月21日午前9時30分ごろ、被処分者と相手方となる職員が業務上のやり取りを交わしていたところ、突然、被処分者が新型コロナウイルス感染症対策のため、被処分者と相手方の机の間に立ててあったアクリルボードを殴打した。

殴打した際の衝撃で、アクリルボードは倒れ、相手方に当たったことにより、全治10日の人的損害を与え、それらの騒動により職場の秩序を乱し、業務を妨害した。

こうした行為は、本市及び本市の職員全体の信用を著しく失墜させる行為であり、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であるものと判断し、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に基づき、懲戒処分として減給(平均賃金の1日分の半額)とした。

以上